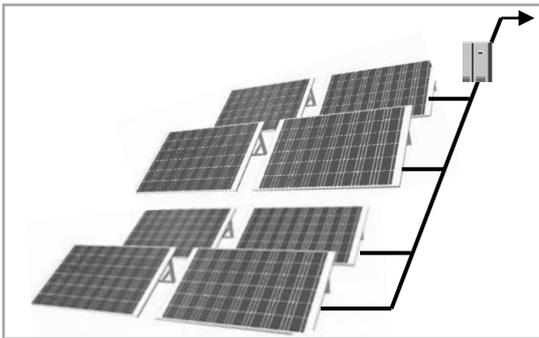


太陽光発電設備の新設又は増設を

行う場合は手続きが必要です。

瀬戸市自然環境等と太陽光発電設備設置事業との調和に関する条例について 令和元年10月1日施行

手続きが必要な施設



★事業の用に供する土地の区域の面積の合計が1,000平方メートル以上の設備

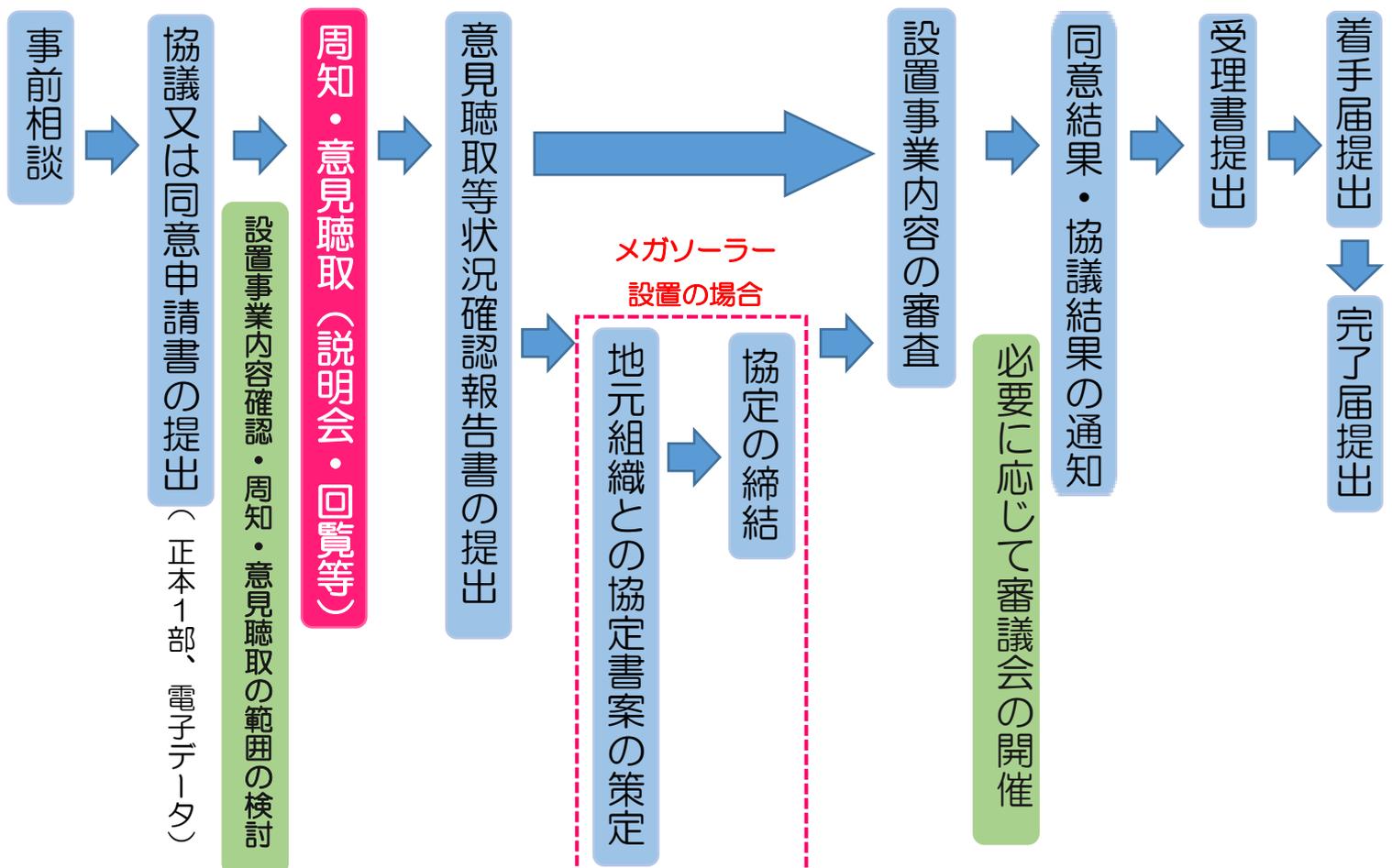
又は、

★太陽光発電設備の発電出力の合計が50キロワット以上の設備

※発電出力が1,000キロワット以上の設備（メガソーラー）については、自治会等の地元組織と協定を締結するなどの追加手続きが必要となります。

基本的な手続きの流れ

(新設・増設共)



■この条例を制定した目的

瀬戸市では、太陽光発電設備の設置に関し必要な事項を定めることにより、太陽光発電設備と自然環境・生活環境との調和を図り、もって良好な自然環境等の保全と公共の福祉に寄与することを目的として、条例を制定しました。

■条例に基づく手続きの留意点

- ◆この条例に基づく手続きを開始する前に、当該設置事業がほかの法令又は条例に適合するものであることを確認する必要があります。
他法令等の例) 都市計画法、森林法、農地法、自然公園法などがあります。
- ◆この条例に基づく手続きは、経済産業省に事業計画認定（固定価格買取制度上の手続き）の申請をする前に完了する必要があります。
- ◆事業用地が市街化調整区域であり、事業区域が 1,000 m²以上の場合は、瀬戸市土地利用調整条例の手続きも併せて必要となります。
- ◆条例に基づく手続きが適正に行われえない場合等には、氏名等の公表や中止命令を行うことがあります。また、罰金が科せられることがあります。

※条例の詳細や、手続きについての詳しい内容は市 HP にてご確認ください。



・QR コード

・サイト内 ID 番号検索 ID 番号 2156

問い合わせ先:瀬戸市役所 環境課

電話番号 :0561-88-2670

メールアドレス:kankyo@city.seto.lg.jp

